投資信託及び投資法人に関する法律	［略］	保険業法
第十五条第二項、第六十七条第七項において準用する会社法第三十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項、第七十三条第四項において準用する同法第七十四条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第七十五条第四項、第八十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項並びに第八十二条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第七十七条の三第三項において準用する同法第百二十五条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第八十一条の二第二項において準用する同法第百八十二条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第百八十二条の六第三項（第一号に係る部分に限る。）、第九十二条第四項、第九十四条第一項において準用する同法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）並びに第三百十八条第四項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項、第百十五条第一項及び第百五十四条の三第二項において準用する同法第三百七十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第百二十八条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）、第百二十八条の三第二項において準用する同法第四百三十三条第三項、第百三十二条第二項において準用する同法第四百四十二条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第百三十九条の七において準用する同法第六百八十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第百三十九条の十第二項において準用する同法第七百三十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）並びに第百四十五条の二第三項（第一号に係る部分に限り、第百四十九条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百四十九条の六第二項、第百四十九条の十第三項、第百四十九条の十一第二項及び第百四十九条の十六第三項において準用する場合を含む。）		第十六条第二項（第一号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十七条の四第二項（第一号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第二十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十条の八第六項において準用する会社法第七十四条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第七十五条第四項及び第八十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、

投資信託及び投資法人に関する法律	［同上］	保険業法
第十五条第二項、第六十七条第七項において準用する会社法第三十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項、第七十三条第四項において準用する同法第七十四条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第七十五条第四項、第八十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項並びに第八十二条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第七十七条の三第三項において準用する同法第百二十五条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第八十一条の二第二項において準用する同法第百八十二条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第百八十二条の六第三項（第一号に係る部分に限る。）、第九十二条第四項、第九十四条第一項において準用する同法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）並びに第三百十八条第四項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項、第百十五条第一項及び第百五十四条の三第二項において準用する同法第三百七十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第百二十八条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）、第百二十八条の三第二項において準用する同法第四百三十三条第三項、第百三十二条第二項において準用する同法第四百四十二条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第百三十九条の七において準用する同法第六百八十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第百三十九条の十第二項において準用する同法第七百三十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）並びに第百四十五条の二第三項（第一号に係る部分に限り、第百四十九条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百四十九条の六第二項、第百四十九条の十第三項、第百四十九条の十一第二項及び第百四十九条の十六第三項において準用する場合を含む。）		第十六条第二項（第一号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十七条の四第二項（第一号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第二十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十条の八第六項において準用する会社法第七十四条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第七十五条第四項及び第八十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、